

【参 考】

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第 12 条第 9 号の同等以上の能力を有すると認められるもののうち STCW 条約附属書第 VI/4 規則 2 に基づく Medical Care 資格受有者を対象とする講習に関する基準

〔 制定 平成 19 年 6 月 14 日付け国海運第 29 号
改正 平成 25 年 6 月 28 日付け国海運第 51 号 〕

船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和 37 年運輸省令第 43 号）（以下「衛管省令」という。）第 12 条第 9 号の同等以上の能力を有すると認められるもののうち 1978 年の船員の訓練及び資格証明書並びに当直の基準に関する国際条約（STCW 条約）附属書第 VI/4 規則 2 に基づく Medical Care 資格受有者を対象とする講習（以下「同等認定講習」という。）に関する基準を次のように定める。

1. 同等認定講習の基準

(1) 同等認定講習実施機関

同等認定講習実施機関は、衛生管理者としての知識及び技能を適切に修得させることができ、かつ、修得すべき知識及び技能を有していること的能力判定を行うための修了試験を厳正に実施することができるものであること。

(2) 同等認定講習の受講対象者

同等認定講習の受講対象者は、1978 年の船員の訓練及び資格証明書並びに当直の基準に関する国際条約（STCW 条約）附属書第 VI/4 規則 2 に基づく Medical Care 資格受有者であって、船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 82 条の 2 第 3 項に定める衛生管理者適任証書の交付を受けようとする者を対象とすること。

(3) 同等認定講習の受講希望者の受け入れ

同等認定講習実施機関が特定の船舶所有者等により運営されている等の場合にあっては、当該船舶所有者等に所属する者以外の者であっても、(2)に定める受講対象者であれば、同時に講習及び修了試験を受け入れられる最大許容人数を超過する等効果的な講習及び適正な修了試験の実施に支障が生じる場合を除いて、これを受け入れるものであること。

(4) 同等認定講習の実施方法

次の方法により実施することができることとする。

① 集団講習

講習実施日及び講習実施場所を事前に設定した上で、受講生が、当該実施日及び講習場所に集まり、(5)②に定める講師により実施する講習。

② E-learning 講習

教科書及び修了試験問題を電子媒体等に収録し、当該電子媒体等を受講生に配布する等により、受講生自らが自習し、修了試験を受験することによる講習。

なお、保健指導の実習については、一部を E-learning 講習により実施することができる

る。

(5) 同等認定講習の内容等

① 講習科目、講習時間及び講習内容並びに修了試験

イ 講習科目、講習時間（集団講習による場合に限る。）及び講習の内容は、別表又はその水準であること。

なお、保健指導の実習の講習時間について、一部を E-learning 講習により実施する場合又は④に定める講習人員を原則 1 グループ 20 名程度よりも少ない人員で実施する場合にあっては、これを減ずることができることとする。

ロ 講習終了時に修了試験を実施すること。

② 講師

講師は、別表に掲げる者であること。

③ 教科書

教科書は、①に定める講習科目の講習内容が十分に網羅されており、講習を効果的に実施できるように編纂され、講習科目に関する十分な識見を有する者により監修されたものであること。

④ 講習人員

講習は受講定員を 40 名程度とする。ただし、保健指導の実習については、原則 1 グループ 20 名程度に分けて実施することとするが、当該人数よりも少ない人員で実施することを妨げない。

⑤ 修了試験の実施体制

厳正な修了試験が実施できる体制が整っていること。

修了試験が適性に実施され合格基準が定められており、その基準が適正なものであること。

⑥ 修了試験の試験問題、再試験問題及び模範解答

修了試験の試験問題、再試験問題及び模範解答は、①に定める講習科目の内容の修得状況について十分に能力判定をし得るものであり、かつ、①に定める講習科目に関する十分な識見を有する者により監修されたものであること。

⑦ 受講料

受講料（修了試験を含む。）は、適当と認められる額であること。

⑧ 施設及び設備

受講生を受け入れることができる施設及び実技に必要な設備が確保されていること。

⑨ 運営方法

運営方法は適正かつ確実なものであること。

⑩ 同等認定講習事務規程

上記の事項を含む講習に必要な事項を定めた、同等認定講習事務規程が定められていること。

(6) 不正受講者等の処分

同等認定講習実施機関は、講習の受講及び修了試験の受験に関して不正な行為を行った

者について、講習の受講及び修了試験の受験を停止すること。

また、修了試験の終了後及び修了試験合格が確定した後に、不正な行為を行ったことが明らかになった場合には、当該不正行為を行った者について、受験及び合格を無効とすること。

(7) 修了試験事務の秘密保持等

修了試験事務に従事する者は、試験問題、再試験問題及び模範解答等秘密を要するものについては、当該修了試験実施前に外部に漏らさないこと。また、修了試験の採点及び合格判定において、不正行為を行ったことが明らかになった場合には、当該受験者の受験を無効とする。

(8) E-learning 講習の実施基準

- ① 受講申請がなされた時から一定の期間以内に講習を修了すること。
- ② 受講者のみが、教科書及び修了試験が収録されている電子媒体等を閲覧できることを確保するために、各受講者にパスワード等を付与すること。
- ③ 受講者が、電子媒体等に収録されている教科書を確実に履修したことを確認するために、当該電子媒体等に履修したことが記録されること。
- ④ 受講者と講師との間において、質疑応答が行える体制が確立されていること。
- ⑤ 受講者本人が、修了試験を受験していることを適切な管理者（船長等）が確認すること。確認を行った管理者は、同等認定講習実施機関の代表者に対して、次に掲げる事項を記載した確認証明書を送付すること。

イ 受験者氏名

ロ 受験日

ハ 受験場所

ニ 確認者の氏名、職務及び署名

ホ 確認証明年月日

- ⑥ 講習実施機関は、必ず、③の記録を確認すること。

2. 同等認定講習の申請

衛管省令第12条第9号の同等以上の能力を有すると認められるもののうち1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約附属書第VI/4規則2に基づく Medical Care 資格受有者講習の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、国土交通省海事局船員政策課長に提出しなければならない。当該申請書には、1.(5)③に定める教科書、1.(5)⑤に定める合格基準、1.(5)⑥に定める修了試験の試験問題、再試験問題及び模範解答を添付するとともに、1.(5)⑩に定める同等認定講習事務規程及びその他の参考となる書類を添付すること。

- (1) 講習実施機関の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 講習の名称
- (3) 講習の実施方法
- (4) 講習実施場所（学科及び実技の実施場所が異なる場合はその両方）

- (5) 年度講習実施計画の概要
- (6) 講師の氏名、担当科目及び資格（略歴書を添付のこと。なお、略歴書が添付できない場合は講師の所属長等の証明書で可。）
- (7) 同時に講習を受けることができる人数
- (8) 講習科目及び講習時間数
- (9) 講習に使用する教科書の名称
- (10) 1. (5)③に定める教科書、1. (5)⑥に定める試験問題、再試験問題及び模範解答を監修した者の氏名、職務及び保有する資格
- (11) 1. (4)に規定する E-learning 講習の実施基準の具体的な実施方法

3. 同等認定講習の認定

国土交通省海事局船員政策課長は、申請書（添付書類を含む。）の内容を審査し、1. の講習の基準に適合する者には、認定を行い、「船舶に乗り組む衛生管理者講習認定書」（様式1）を交付するものとする。

国土交通省海事局船員政策課長は、認定にあたっては、申請内容を審査し、教科書、修了試験の合格基準並びに修了試験の試験問題、再試験問題及び模範解答の内容を審査し、内容の追加、修正等必要な指示を行うことができるものとする。

4. 認定内容の変更の届出

3. の認定を受けた者は、2. に定める申請事項及び申請書の添付書類の内容について変更をしようとする場合には、次に掲げる事項を記載した変更届出書をあらかじめ国土交通省海事局船員政策課長に提出しなければならない。なお、添付書類の内容を変更する場合にあつては、変更後の当該書類を添付すること。

- (1) 変更に係る講習の実施者の名称、住所及び代表者の氏名
- (2) 変更事項及び変更の理由
- (3) 変更予定年月日

5. 同等認定講習の実施報告

同等認定講習実施機関は、講習実施毎に講習終了後 30 日以内に受講者数、修了者数、修了者名簿、修了試験問題、1. (8)⑤に定める確認証明書並びに同等認定講習の不正受講者及び修了試験の不正受講者の有無その他必要な事項を国土交通省海事局船員政策課長に報告しなければならない。

6. 同等認定講習の実施状況の監査等

国土交通省海事局船員政策課長は、5. に規定するほか、同等認定講習の実施状況につき、講習実施機関に必要な報告を求め、監査を実施することができることとする。

7. 認定の取消

国土交通省海事局船員政策課長は、3. の認定を受けた同等認定講習実施機関が、1. の基準に適合しなくなったとき等同等認定講習実施機関として適当でないと判断した場合に

は、その認定を取り消すことができる。

8. 同等認定講習の修了証明書の交付等

講習実施機関は、修了試験に合格し、同等認定講習の課程を修了した者についての衛管省令第13条に規定する「前条各号の一に該当することを証する書類」として、修了証明書（様式2）を交付すること。

国土交通省海事局船員政策課長は、衛生管理者の資格の認定を受けようとする者が受有する修了証明書について、不正受験その他の事由により同等認定講習の課程を適切に修了したと認めがたいことが明らかになった場合には、衛管省令第13条に規定する「前条各号の一に該当することを証する書類」として認めないことができる。

附 則

この通達施行の際、改正前の通達3.の規定により現に「船舶に乗り組む衛生管理者講習認定書」の交付を受けている者は、改正後の通達3.の規定により「船舶に乗り組む衛生管理者講習認定書」を受けたものとみなす。

別表 講習科目及び講習時間数

講習科目	講習時間	講習内容等	講師
労働衛生法規	4	労働衛生に関する規則、船員法関係法規、検疫関係法規等	衛管省令別表第二第6号に掲げる者
保健指導	8	救急処置及び看護法に関する実習	衛管省令別表第二第7号に掲げる者
合計	12		

様式 1

船舶に乗り組む衛生管理者講習認定書

第 号
年 月 日

講習機関の名称
住 所
代表者の氏名

国土交通省海事局船員政策課長 印

(年月日)をもって申請のあった下記講習を、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令(昭和 37 年運輸省令第 43 号)第 12 条第 9 号の同等以上の能力を有すると認められるもののうち 1978 年の船員の訓練及び資格証明書並びに当直の基準に関する国際条約附属書第 VI/4 規則 2 に基づく Medical Care 資格受有者を対象とする講習であることを認定する。

記

講習名

第 号
No.

衛生管理者講習修了証明書
Certificate of Completion
of the Training Course of Japanese Ship's Health Supervisor

写 真
Photo

修了者氏名
Name
生年月日
Date of Birth
国籍
Nationality
現住所
Present Address

上記の者は下記の通り（講習機関の名称）が実施した船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令（昭和 37 年運輸省令第 43 号）第 12 条第 9 号に規定する衛生管理者講習の課程を修了したことを証明します。

This is to certify that the above person has completed the Training Course of Japanese Ship's Health Supervisor in accordance with the provisions of Article 12-9 of the Ordinance of the Ministry of Transport concerning doctors and health supervisors on board ship (Ordinance No. 43 of the Ministry of Transport of 1962) conducted by（講習機関の名称）

受講の期間（Period of seminar）：

講習を行った施設の名称（Name of Facilities of Seminar）：

講習を行った施設の所在地（Address of Facilities of Seminar）：

証 明 日（Date of certification）

講習機関の名称及び所在地（Name & address of institution）

講習機関の管理者及び印（Name & Signature of administrator of institution）